個人情報ファイルの名称	診療録(カルテ)		
行政機関等の名称	戸田市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民医療センター診療室		
個人情報ファイルの利用目的	個人の精神・身体的状態、検査所見、診断・治療内容を記録し、 診療の効率化を図るとともに、記録に残す。		
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 国籍、6 親族関係、7 続柄、8 結婚、9 職歴、10 傷病名、11 健康状態、12 血液型、13 資産状況、14 収入状況、15 家庭状況、16 居住状況、17 公的扶助、18 連絡先(電話番号・メールアドレス)、19 趣味、20 健康保険証等の番号、21 病歴、22 犯罪被害、23 障害情報、24 健康診断の結果等		
記録範囲	本人		
記録情報の収集方法	本人、親族等		
要配慮個人情報が含まれるときは、その 旨	含む		
 記録情報の経常的提供先 			
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)戸田市行政管理課 (所在地)〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田一丁目 18番1号		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	医療機関		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 ☑無	☑法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地			
行政機関等匿名加工情報の概要			
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地			
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間			
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨			
備考			

作成日(最終修正日):令和5年1月20日

		原主 地域ノブラ し八三日	
個人情報ファイルの名称	地域包括支援センター相談記録		
行政機関等の名称	戸田市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民医療センター診療室		
個人情報ファイルの利用目的	介護保険法の規定に基づく指定介護予防支援や地域支援事業 に係る総合相談支援等を行うため。		
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5電話番号、6国籍、7本籍、8親族関係、9続柄、10 婚歴、11 職歴、12 学歴、13 傷病名、14 健康状態、15 血液型、16 介護認定情報、17 介護認定審査時の認定調査票・主治医意見書、18 資産状況、19 本人・世帯員の収入状況、20 納税額等、21 成年後見・被補佐等、22 家庭状況、23 居住状況、24 公的扶助、25 趣味、26 友人・地域との交流関係、27 高齢者サービス利用状況、28 保険・年金等の加入状況、29 健康保険証等の番号、30 介護保険被保険者番号・保険者番号、31 信条、32 病歴、33 犯罪歴、34 障害情報、35 健康診断等の結果等、36 相談・苦情・要望等の内容		
記録範囲	65 歳以上の高齢者、介護保険第2号被保険者、代理人、親族、 支援者、主治医、その他関係者・相談者		
記録情報の収集方法	本人、代理人、親族、支援関係者、庁内関係部署		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	支援関係者(居宅介護支援事業所等) 庁内関係部署、庁外関係機関(警察等)		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)戸田市行政管理課 (所在地)〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田一丁目 18番1号		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 ☑無	法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨			
備考			

作成日(最終修正日):令和5年1月20日